## 阿賀野市条例第3号

阿賀野市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例

阿賀野市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例(令和4年阿賀野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号、第3号及び第4号を改め、同項に1号を加える改正規定を次のように改める。

第2条第1項第2号中「実施機関(情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。次項において同じ。)の諮問に応じて」を削り、同項第3号中「個人情報保護条例第7条の2」を「特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項」に改め、「実施機関(個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。次号において同じ。)からの」を削り、同項第4号中「個人情報保護条例第23条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、「実施機関の諮問に応じて」を削り、同項に次の3号を加える。

- (5) 阿賀野市個人情報保護法施行条例第5条の規定により、審議すること。
- (6) 阿賀野市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年阿賀野市条例第号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (7) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。